

2017年10月10日

福島地裁・生業訴訟判決についての声明

原発被害者訴訟原告団全国連絡会

【共同代表】早川篤雄 中島孝 鴨下祐也
村田弘 今野秀則 森松明希子 金本友孝

本日、福島地方裁判所において、福島第一原子力発電所の事故による被害について、判決が言い渡されました。

原発事故の被害については、全国の裁判所で多数の集団訴訟が審理されています。本日の生業訴訟は、前橋地裁、千葉地裁に続く3つ目の判決であり、かつ最大規模の訴訟ですから、今後の全国の訴訟に向けての影響としても重要な意味を持ちます。

そこで、本判決に対する私達の思いと、今後の各地の裁判への期待を表明することいたします。

1 国の責任

判決は、2002年の長期評価の時点で、敷地高を超えるO.P.+15.7メートルの津波を予見可能であったとしました。そして、同年12月末の時点で、法令上求められる技術基準に適合するように、規制権限を行使するべきであったのに、これを怠ったとして、明確に国の責任を認めました。これは、前橋地裁判決に続いて、国の法的責任を正面から認めるものであって、もはや本件事故における国の責任の存在は動かしがたいものというべきです。

2 東電の責任

判決は、原賠法3条を根拠に、被告である東京電力の法的責任を認めました。判決は、原賠法の存在を理由に、民法上の不法行為責任を否定しましたが、一方で過失の存在を明示しました。重大な事故を引き起こす津波の可能性を知らながら、経済的な利益を優先して、その対応を放置したことは、許しがたい無責任です。この悪質な事故を起した東電の責任は重大であって、被害回復のために十分な賠償が命じられるべきです。

3 原状回復義務の否定

判決は、原告らが強く求めていた原状回復の請求を、認めませんでした。しかし、重大な環境汚染によって日々の平穏生活権を侵害されている原告ら住民にとっては、原状回復こそが最も本質的な解決です。それを、「被告らに求める作為の内容が特定されていない」という形式的な理由で免罪することは、私たちにとって、まったく納得のいかない判断です。

4 認められた損害の内容

判決は、原陪審が定めた指針を超える損害についても、被告らは責任を負うべきであるとししました。これは大きな前進です。そして、避難慰謝料のほかに、帰還が不可能になったことによる損害（故郷喪失損害）を支払うべきことを認めたことは、これも千葉地裁判決と並んで一歩前進であると評価します。

また避難慰謝料についても、中間指針による金額に限定されないことを、改めて示しました。

しかし、救済が認められる被害者の範囲と、その賠償水準は、十分とはいえない内容に留まりました。特に、以下のような課題が残ります。

- ① 故郷喪失損害を帰還困難区域に限定し、現に帰還を断念している被害者を救済しないこと
- ② 帰還困難区域の住民についても、故郷喪失慰謝料の金額を、第四次追補による100万円を超えないものと評価したこと
- ③ 第四次追補によって支払われた金額を、全額故郷喪失慰謝料と評価する半面で、避難生活はその後にも継続しているのに、避難慰謝料は打ち切られたものとされたこと。
- ④ 賠償の対象や地域的な範囲を広く認めつつも、その損害額の評価については低額にとどまっていること。

4 私たちの決意

今後、来年3月に向けて、各地の裁判所で判決が続きます。私たちは、全国の全ての被害者の完全賠償を実現するための取り組みを、粘り強く続けていきます。

以上